

【外務委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において外務委員会に付託された案件は、条約4件であり、いずれも承認された。なお、4件はいずれも第129回国会に提出され、本院先議で審査した後、衆議院で継続審査とされたものである。また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とされた。

[条約の審査]

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（第129回国会継続議案）は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、モントリオール議定書の下で生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものである。委員会においては、全会一致で承認した。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（第129回国会継続議案）は、現行の1982年の国際電気通信条約に代わる国際電気通信連合（以下「連合」という。）の新たな基本文書であり、憲章等の恒久文書化に伴う規定等の整備、連合内の組織改革等を図るものである。委員会においては全会一致で承認した。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書（第129回国会継続議案）は、現行の紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（1982年ナイロビ）の選択追加議定書に代わるものであり、国際電気通信連合憲章等の解釈、適用に関する紛争をいずれか一方の紛争当事国の請求により義務的仲裁に付することができるようにするものである。委員会においては、全会一致で承認した。

1993年の国際ココア協定（第129回国会継続議案）は、現行の1986年の国際ココア協定に代わるものであり、これまで採用していた緩衝在庫制度を廃止し、ココアの生産管理制度及び消費振興策等を採用することにより、世界のココア市場の安定に寄与しようとするものである。委員会においては、全会一致で承認した。

〔国政調査等〕

10月27日、核開発疑惑をめぐる米朝交渉、日朝国交正常化、朝鮮民主主義人民共和国との経済・文化交流、東北アジアの非核地帯化、国連改革、国連安保理常任理事国入り、軍事参謀委員会参加と憲法との関係、議員外交の役割、外交実施態勢、アフリカへの援助の在り方、援助基本法の制定、ゴラン高原PKOへの要員派遣、ルワンダ難民救援活動、包括的核実験禁止条約と核廃絶などの諸問題について質疑を行った。

11月1日、国連安保理事会改組、核開発をめぐる米朝合意、日朝国交正常化、政府開発援助（ODA）、世界貿易機関（WTO）、国際人口・開発会議、フィリピン・バタンガス港開発援助、日比混血児、ボスニア和平と経済制裁、ブラジルの政治情勢、アマゾンの環境保護と援助、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、第4次対中円借款、ルワンダ難民救援活動などの諸問題について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成6年10月27日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

核開発疑惑をめぐる米朝交渉に関する件、日朝国交正常化に関する件、朝鮮民主主義人民共和国との経済・文化交流に関する件、東北アジアの非核地帯化に関する件、国連改革に関する件、国連安保理常任理事国入りに関する件、軍事参謀委員会参加と憲法との関係に関する件、議員外交の役割に関する件、外交実施態勢に関する件、アフリカへの援助の在り方に関する件、援助基本法の制定に関する件、ゴラン高原PKOへの要員派遣に関する件、ルワンダ難民救援活動に関する件、包括的核実験禁止条約と核廃絶に関する件等について河野外務大臣、政府委員、通商産業省、総理府及び防衛庁当局に對し質疑を行った。

○平成6年11月1日（火）（第2回）

国連安保理事会改組に関する件、核開発をめぐる米朝合意に関する件、日朝国交正常化に関する件、政府開発援助（ODA）に関する件、世界貿易機

関（WTO）に関する件、国際人口・開発会議に関する件、フィリピン・バタンガス港開発援助に関する件、日比混血児に関する件、ボスニア和平と経済制裁に関する件、ブラジルの政治情勢に関する件、アマゾンの環境保護と援助に関する件、アジア太平洋経済協力会議（APEC）に関する件、第4次対中円借款に関する件、ルワンダ難民救援活動に関する件等について河野外務大臣、政府委員、法務省、外務省、防衛庁及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月1日（木）（第3回）

理事の補欠選任を行った。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（第129回国会閣条第5号）（衆議院送付）

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件（第129回国会閣条第6号）（衆議院送付）

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

（第129回国会閣条第7号）（衆議院送付）

1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

（第129回国会閣条第14号）（衆議院送付）

以上4件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた後、いずれも承認すべきものと議決した。

（第129回国会閣条第5号・閣条第6号・閣条第7号・閣条第14号）

賛成会派　自、社、新緑、公、共、無

反対会派　なし

○平成6年12月8日（木）（第4回）

請願第1752号を審査した。

国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・条 約(4件)

※は提出時の先議院

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
129 - 5	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	※ 参	6. 4. 1	6. 12. 1	6. 12. 1 承 認	6. 12. 2 承 認	6. 9. 30	6. 11. 28 承 認	6. 12. 1 承 認	第129, 130回国 会 衆継続
129 - 6	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件	"	4. 1	12. 1	12. 1 承 認	12. 2 承 認	9. 30	11. 28 承 認	12. 1 承 認	
129 - 7	国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件	"	4. 1	12. 1	12. 1 承 認	12. 2 承 認	9. 30	11. 28 承 認	12. 1 承 認	
129 - 14	1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	"	4. 22	12. 1	12. 1 承 認	12. 2 承 認	9. 30	11. 28 承 認	12. 1 承 認	

(4) 成立議案の要旨

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（第129回国会閣條第5号）

【要旨】

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下で生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするもので、1992年（平成4年）11月にコペンハーゲンで開催された第4回締約国会合において採択されたものである。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 「過渡的物質」とされていたハイドロクロロフルオロカーボンが「規制物質」となったことに伴って、「過渡的物質」についての定義を削除する。
- 2 締約国は、この改正により新たに規制対象とされる次の物質について、その消費量及び生産量の算定値を次のとおり規制する。
 - (1) ハイドロクロロフルオロカーボンの消費を段階的に削減して2030年までに全廃する。
 - (2) ハイドロブロモフルオロカーボンの生産と消費を1996年までに全廃するとともに、貿易についても規制する。
 - (3) 臭化メチルの消費と生産を1995年以降、1991年の水準に抑制する。
- 3 締約国は、ハイドロブロモフルオロカーボンの非締約国からの輸入をこの改正の効力発生の日から1年以内に禁止し、ハイドロブロモフルオロカーボンの非締約国への輸出をこの改正の効力発生の日の後1年を経過した日以降、禁止する。
- 4 一定の開発途上国である締約国については、1990年に採択された調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、第5条（開発途上国の特別な事情）8に基づいて1995年までに行われる検討が行われた後に、かつ、当該検討の結論に従って、適用する。締約国は、1996年1月1日までに、この改正により新規に規制対象とされた物質の開発途上国である締約国に適用する規制計画等を決定する。
- 5 締約国は、ハイドロブロモフルオロカーボン及び臭化メチルに関し、規制

の基準となる年及びこの改正が自国について効力を生じた年以降毎年の生産量及び輸出入量の統計資料等を、ハロン及びハイドロクロロフルオロカーボンに関し、再利用された年間の輸出入量に関する統計資料を事務局に提出する。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件（第129回国会閣條第6号）

【要旨】

本憲章及びその補足文書としての条約は、国際電気通信連合（以下「連合」という。）の基本文書である現行の1982年（昭和57年）の国際電気通信条約に代わるものとして、1992年（平成4年）12月の連合ジュネーヴ全権委員会議において採択されたものである。

連合は、国際連合の専門機関の1つであり、1932年（昭和7年）の発足以来数次にわたり開催された全権委員会議の度ごとに、電気通信技術の発達を考慮しつつ新たな基本文書を作成してきたが、このような方式は非能率であったため、ジュネーヴ全権委員会議において、憲章及び条約に二分割し、より恒久的な文書として作成された。現行条約が2文書に分かれたのは、「基本的性格を有する規定」は憲章に、「一定の間隔で改正を要する可能性があるその他の規定」は条約に定めることとされたためであり、条約の改正要件は憲章の改正要件に比べて緩やかなものとなっている。また、憲章及び条約は同時に締結する必要がある。

憲章には、連合の目的、構成及び組織、連合員の権利及び義務等が、また、条約には、連合の運営、会議に関する一般規定等が規定されており、おおむね現行条約を踏襲しているが、主な改正点は次のとおりである。

- 1 恒久文書化に伴って改正のための規定等を整備し、憲章の改正案の採択には、本会議における3分の2の承認を要し、条約の改正案の採択には、本会議における2分の1を超える承認を要することとする。
- 2 連合内の組織改革を行い、従来の連合の組織を無線通信、電気通信標準化及び電気通信開発の3部門に整理し統合する。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の
義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

(第129回国会閣條第7号)

【要旨】

本議定書は、1982年（昭和57年）に作成された現行の紛争の義務的解決に関する選択追加議定書に代わるものとして、1992年（平成4年）12月の国際電気通信連合（以下「連合」という。）のジュネーヴ全権委員会議において作成されたものである。連合においては、加盟国間の紛争の解決を円滑にするため、1965年（昭和40年）以来、全権委員会議の度ごとに、紛争の義務的解決に関する選択議定書を作成してきた。しかし、このような方式は非能率であったため、ジュネーヴ全権委員会議において、国際電気通信連合憲章（以下「憲章」という。）及び国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）が恒久的な文書として作成された際に、議定書も恒久的な文書として作成された。

議定書は、憲章及び条約とは独立した別個の国際約束であり、憲章及び条約の締約国が任意に締結できるようになっている。主な改正点は、議定書の改正及び廃棄の手続きに関する規定が新設されたことであるが、主な内容は次のとおりである。

- 1 憲章、条約及び業務規則の解釈または適用に関する紛争の解決について、交渉その他の解決方法が合意により選定されない場合には、いずれか一方の当事国の請求に基づき、当該紛争を義務的仲裁に付する。
- 2 本議定書は、連合の全権委員会議の会期中に、本議定書の締約国が改正することができる。
- 3 本議定書の締約国である連合員は、連合の事務総局長にあてた通告により本議定書を廃棄することができる。廃棄は、事務総局長が当該通告を受領した日から1年の期間が満了した時に効力を生ずる。

1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

(第129回国会閣條第14号)

【要旨】

ココア市場の安定を図ることを目的とする最初の国際ココア協定は、1972年

(昭和47年)に成立し、1975年、1980年、1986年の協定に引き継がれてきた。

この協定は、1986年の協定に代わるものとして、1992年(平成4年)4月から1993年(平成5年)7月までジュネーヴで開催された国際連合ココア会議によって採択されたものであって、国際ココア機関の存続、生産管理計画の実施、消費振興のための措置等について規定しているが、1986年の協定との主な相違点は次のとおりである。

- 1 價格安定手段として、1986年の協定では、緩衝在庫制度を基本としていたが、この協定では、緩衝在庫制度を採用せずに生産管理計画を実施すること及び消費の増大を奨励することにより、ココアの供給と需要との間の均衡を達成し、もって世界のココア市場の安定を図ることとなった。
- 2 緩衝在庫制度を採用しないことに伴い、緩衝在庫勘定は廃止され、機関の勘定は、運営勘定及び研究開発を行うための別個の勘定のみとなった。
- 3 1986年の協定の有効期間は3年であったが、この協定の有効期間は5年とし、4年を超えない期間延長することができることとなった。

なお、この協定は1994年(平成6年)2月22日に暫定的に発効している。